

埼玉県足袋製造業最低工賃の改正決定に係る埼玉地方労働審議会の意見に関する公示

埼玉労働局一般公示第 16 号

令和 8 年 3 月 10 日、埼玉地方労働審議会から埼玉県足袋製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 9 条第 1 項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議のある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 25 日までに、埼玉労働局長（さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー15 階）あて別紙様式により異議申出をされたい。

また、その他当該最低工賃の改正決定に意見・情報のある者は、令和 8 年 3 月 25 日までに埼玉労働局長あて、意見・情報及び住所・氏名（法人名）を記載した書面（様式任意。なお、「埼玉地方労働審議会の意見に対する意見・情報」と明記のこと。）を提出されたい。

令和 8 年 3 月 10 日

埼玉労働局長

片 淵 仁 文

記

埼玉県足袋製造業最低工賃の改正決定に係る埼玉地方労働審議会の意見要旨

埼玉県足袋製造業最低工賃を次のとおり改正すること

1 適用する家内労働者

埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の工程欄の区分に応じ、婦人用足袋（並級のもので、かつ、4 枚こはぜのものに限る。）10 足につき、金額欄に掲げる金額

工 程	金 額
足踏み通し	8 4 円 3 9 銭
掛け押し縫い	6 3 円 5 8 銭
こはぜ付け	8 5 円 5 5 銭
羽縫い	1 2 1 円 3 8 銭
甲縫い	1 1 9 円 0 7 銭
尻止め	6 3 円 5 8 銭
つま縫い	2 6 3 円 5 7 銭
まわし縫い	8 9 円 0 2 銭
アイロン仕上げ	3 1 0 円 9 7 銭

備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費その他の必要経費を除くものとする。

4 効力発生の日 法定どおり

別 紙

異 議 申 出 書

令和 8 年 3 月 10 日貴職が公示した埼玉県足袋製造業最低工賃に係る埼玉地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第 9 条第 2 項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者
住 所
氏 名

埼玉労働局長 片淵 仁文 殿